

問
12

ホワイトカラーイグゼンプションとは？

2007年2月2日、厚生労働大臣の設置した労働政策審議会は、労働基準法の一部を改正する法律案要綱などについて、労働側委員の強い反対意見を付記して答申しました。

連合や労働側委員が反対したのは、「自己管理型労働制」の創設と企画業務型裁量労働制の緩和という、労働時間規制の大幅な緩和に対してです。とくに、「自己管理型労働制」は、ホワイトカラーイグゼンプション、または日本版イグゼンプションと言われますが、広範囲なホワイトカラー労働者に対して、労使委員会の決議を要件に、1年につき104日の休日を確保するほかは、労働基準法の労働時間・休日などに関する規定をすべて適用しないとするものです。こんなことになれば、今まで不払い残業は法律違反として私たちが追及してきたことが、堂々と合法化されてしまいます。今でさえ長すぎる労働時間がますます長く放置されてしまうでしょう。

2007年通常国会には法案は提出されないことになりましたが、連合は、日本版イグゼンプションの導入や企画業務型裁量労働制の緩和の阻止とともに、長時間労働により損なわれた健康や個人生活などを労働者が取り戻せるよう、長時間労働を効果的に抑制できる率まで時間外割増賃金率を引き上げるために、院内外の取り組みを強力に展開するとしています。自治労ももちろん積極的にこの運動を担います。